

長門市議会災害対応指針

(令和 5 年 10 月 1 日議長決裁)

1. 基本方針

議会は、議事機関として予算や決算、条例などの重要な事項について議論し、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視及び評価するなどの役割を担っている。

他方、大規模災害や感染症拡大等にあつては、これら本来の機能とは別に、特に、初期を中心に被災市民の救援と被害復旧のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、災害時の対応を定めた長門市議会基本条例第 20 条第 2 項の規定に基づき災害時における議会对応としての基本方針を、以下のとおり定める。

- (1) 長門市災害対策本部等（以下「市対策本部等」）が迅速、かつ円滑に応急活動が実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、様態に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、災害時においては、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

(議会の対応方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、市対策本部等が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- ④ 議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職務を代理する。
- ⑤ 議長は、必要に応じ長門市議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」）を設置し、状況の確認と所要の対応を行う。
- ⑥ 議員は、①のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域にお

ける共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。

- ⑦特に、災害初期においては、市当局が災害対応に専念できるよう、議員からの要望は、緊急の場合を除き、災害連絡会議で取りまとめ提出する。

2. 対象とする災害

議会災害対応指針の対象とする災害は次のとおりとする。これは長門市地域防災計画等に基づく、市対策本部等が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・市内に震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・市内で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれがある場合。 ・山口県日本海沿岸に大津波警報が発表され、広地域に相当な災害が発生し、又は災害が予想されるとき。
風水害	・暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発表され、大規模な災害が予測されるとき。 ・上記警報の発表の有無に関わらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ・比較的長期間の異常降積雪のため、広域にわたる災害が発生し、又は発生が予測される場合において、必要と認めるとき。
その他	・市内に火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 ・市内に有害物、放射線物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 ・新型インフルエンザ等感染症、大規模なテロ等で大きな被害が発生した場合又はおそれがあるとき。 ・危機が発生し、大規模な被害が発生した場合又は恐れがあるとき。 ・その他議長が必要と認めるとき。

3. 災害発生時の対応

【初動期】（災害発生から概ね24時間が経過するまで）

（1）会議開催中の対応

- ①議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ②委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

（2）議員の対応

- ①議員は、市内で災害が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ②議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所の誘導等にできる限り協力する。

（３）議会の対応

- ①議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ②議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害連絡会議を設置するなどの対応を行う。
- ③議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。

【初動期経過後】

（１）議員の対応

- ①議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ②議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長（災害連絡会議）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

（２）議会の対応

- ①議長は、被災情報を収集・整理し、市対策本部等へ提供する。
- ②議会事務局は、市対策本部等からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市対策本部等の長等との連絡調整にあたる。
- ⑤議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。
この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- ⑥議長は、通常の議会機能が回復した場合には、災害連絡会議において議会活動を開始することについて協議し、災害連絡会議を解散する。
- ⑦議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

４．防災訓練等の実施

- ・議長は、必要に応じ議会の防災訓練等を行う。

５．この指針は、この指針は、令和５年月 10 月 1 日から施行する。